

施設機械工事等検査技術基準（標準例）

1. 目 的

この基準は、〇〇農政局請負契約等検査要領第 12 条の規定に基づいて、施設機械工事等の検査に必要な技術的事項を定め、もって、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

2. 適 用

この基準は、〇〇農政局の所掌する直轄農業農村整備事業における施設機械工事等に係る中間技術検査、既済部分検査、完成検査に適用する。

3. 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形、品質等について、可否の判定を行うものとする。

- （1）工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真、動画等による記録を含む）と、契約書、仕様書、承諾図書（製作据付仕様書、設計図面、設計計算書等）、その他関係書類を対比し、別表第 1 により行うものとする。
- （2）工事の出来形及び品質の検査は、原則として、実施で行うものとし、位置、出来形、品質について、契約書、仕様書、承諾図書その他関係書類と対比して別表第 2 により行うものとする。
ただし、実施検査で確認ができない部分については、工場で行った試験成績書又は施工管理記録により確認するものとする。
- （3）工事の出来形数量及び設備全体の機能は、工事の出来形、品質性能の検査の結果に基づき、出来形図、承諾図書又は完成図書等により確認するものとする。

4. 検査の合格判定の基準等

- 検査の合格又は不合格の判定基準及び不合格の場合における処置は次の各号によるものとする。
- （1）合 格
 - ア 出来形、品質等がすべて承諾図書等の内容を満足し、かつ別表第 2 の基準を満足する場合。
 - イ 測定値がすべて別表第 2 に定める規格値を満足する場合。
 - ウ 測定値の一部が規格値の範囲を超えているが、構造及び機能に支障ないと判断される場合。
 - （2）不合格
 - 品質及び測定値が前項各号に該当しない場合。
 - （3）不合格の場合の処理
 - 前項に該当する場合は、契約担当官等に報告するものとする。

別表第 1

項 目	関係書類	検査内容
工事の実施状況	契約書、仕様書、承諾図書、工事打合簿、施工管理記録、写真、その他	協議事項の処理内容、施工管理記録の整備状況、各種検査の規格値と測定値の関係
使 用 材 料 使 用 機 器 等	仕様書、承諾図書、工事打合簿、材料検査証明書、工場試験成績書、材料検査簿、その他	使用材料及び機器等と仕様書及び承諾図書との照合確認、材料及び機器等の検査
貸与品及び支給品	支給、受領、使用、精算、返納等のそれぞれの関係書類	支給、受領、使用、保管、精算及び返納の処理状況
貸与設備及び 貸与機械	貸与規定	使用、受領、使用状況、保管、整備及び返納の処理状況
解体材及び発生材	解体及び発生材調書、工事現場発生材報告書	解体及び発生材料の処理状況
施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況